食品系・バイオマス

食品リサイクル法

電子化で初の定期報告

市町村別の数値が必要に

今月末に提出期限迫る

食品リサイクル法に基づき、食品廃棄物等の前年度発生量が100㌧以上の食品関連事業者に義務付けられる定期報告で、2019年度分の提出期限が今月末に迫っている。昨年7月の政省令改正と新たな基本方針の公表を受けて、電子化で行われる最初の定期報告となる。食品廃棄物等発生量・再生利用実施量などの報告には、今回から市町村別の数値が求められる。

今回から定期報告の提出は、①「農林水産省共通申請サービス」のファイルアップロード機能による報告、または②電子メールへのファイル添付による報告が基本となる。これらのいずれの方法も困難な場合、今回に限っては従来の紙での提出も可能としている。

20年度から利用可能になった共通申請サービスは、補助金・交付金の申請、法令に基づく申請などの行政手続きに一元的に対応する。食リ法に基づく定期報告の取りまとめでは、マンパワー不足も指摘される中で、20年度分（21年6月末提出）以降は、同サービスの申請画面上での報告を基本とする方向で調整しているという。

報告内容で特に大きな変更となったのは、食品廃棄物等の発生量・再生利用実施量を、従来の「都道府県毎」ではなく、「都道府県・市町村毎」に記載する点だ。食品廃棄物等が発生する事業所または再生利用を実施した施設が、複数の市町村にまたがる場合、全ての市町村ごとに記載する必要がある。

この他、新たに再生利用手法となった「きのこ菌床」についても都道府県・市町村ごとの再生利用実施量が必要になる。

また、定期報告の公表対象として、従来の①発生原単位②再生利用等実施率③先進的な取組内容の他、新たに④判断の基準となるべき事項の順守状況（全49項目）が加わった。公表は①、②の達成度合いにかかわらず、公表に同意した事業者が対象になる。

市町村の対応に影響？

00年の成立以来、今年5月で満20年を迎えた食リ法で、食品廃棄物の発生量が年間100㌧以上の食品関連事業者を対象とする定期報告制度がスタートしたのは09年だった。その後、報告を全国一括ではなく、都道府県別の数値を報告することとする制度改正が15年度に行われた。

一方、取り組みの遅れが課題となっていた食品小売・外食の事業者が排出する事業系一般廃棄物の食品廃棄物について、処理責任のある市町村の役割がクローズアップされる中で、かねて必要性が指摘されていたのが、報告内容を都道府県別から市町村別に細分化することだった。19年度になって、ようやくこの方向での省令改正が行われた。

現状は、食品ロス削減を切り口に、食品関連事業者に事業系ごみの減量を促す施策に力を入れている市町村は増えているものの、食リ法対応全般という意味で、事業者の取り組みを促がす本格的な対策を講じている市町村は限られている。今回からの定期報告を受けて、来年度以降、食リの進捗に係る市町村別データが公表されることで、取り組みが進むことが期待される。

「体験の機会の場」に県初認定

中特ホールディングス

ダチョウの食Rで環境学習

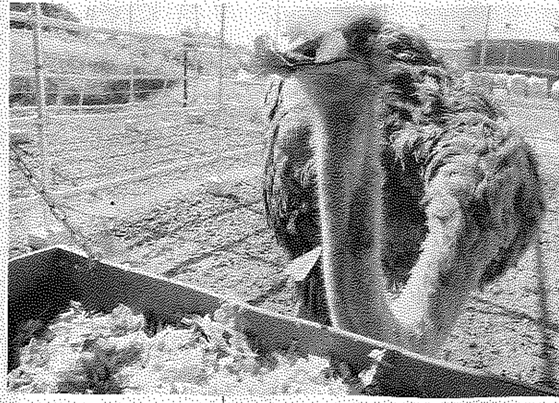

野菜くずを食べるダチョウ

廃棄物処理事業を幅広く展開する中特グループの中特ホールディングス（山口県周南市、橋本ふくみ社長、☎0834・26・0500）は5月20日、環境省が推進する「体験の機会の場」の認定を同県内で初めて取得した。全国では19例目。ダチョウの飼育による食品リサイクルの理解を深めてもらうため、小学生を対象に給餌体験の場を提供し、食品ロスの現状や削減の取り組みについても環境学習を行う。

同認定制度は、環境教育等促進法に基づき、企業や民間団体などが提供する自然体験等の機会の場について、安全性等の一定の基準を満たしていることを条件に都道府県知事が認定するもの。認定期間は最長5年間。インターネットを通じて公表することで、ニーズに合った場への参加を促す。

今回認定を受けた「ダチョウによる食品リサイクルループの仕組みと食品ロスについて」の体験では、同社社員が講師となって座学を実施。その後、下松リサイクル工場（同県下松市）に移動し、ダチョウにキャベツやレタスなどの野菜くずを給餌する流れだ。60分のプログラムで費用は無料。1団体当たり10人まで受け入れる。

同社は、食品リサイクル事業の一環として、2012年からダチョウ7羽（オス2羽、メス5羽）を飼育。主に周南市内のスーパーなどから排出された野菜くず等、年間約20㌧の食品残さを飼料として活用している。また、大学教授と連携し、ダチョウの卵を活用した商品開発も手掛けている。

同社の担当者は、「数年前からイベントや周南市内の小学校での環境出前講座に力を入れてきたが、自社スペースで行うのは初めての試み。たくさんの方に食品ロスについて考えてもらうきっかけ作りができればと認定取得に取り組んだ」と話す。現在も予約は受け付けているが、新型コロナウイルス感染拡大の状況を見て、柔軟に対応していくという。

害獣処理設備を共同開発

日高機械エンジニアリング

木材チップと混ぜて堆肥化

日高機械エンジニアリング（石川県志賀町、日高明広社長、☎090・3150・3091）はこのほど、粗破砕した鳥獣の死骸や未利用木材等の木材チップを混錬し、堆肥化する害獣処理設備を開発した。吉良商店（愛知県西尾市）が20年以上実績を持つ堆肥化システム（特許取得済み）を、害獣処理に特化し開発設計したもの。獣害が問題化している地域や、未利用木材の有効利用によって里山の課題解決を目指す自治体への採用を目指す。

資材を選ばず幅広く処理が可能

処理フローは、害獣等の原料を裁断し、混錬機に投入。水と発酵菌を加え混錬した後、密閉された発酵装置に移し、90度Cを超える高温発酵により高い殺菌性や高効率な発酵を促す他、臭気の発生を抑える。発酵後、コンベヤーで加熱装置に送り乾燥させる流れ。発酵に伴う余剰水は、バイオ槽や沈殿槽、リターン槽を経て活性水として循環利用する。

鳥獣の死骸・木くず等と混錬する発酵菌（ケイエヌ菌）の特性により、発酵時の攪拌は不要で、送風のみで堆肥を均一に活性化させることができる。従来、必要なボイラーや電気ヒーター、攪拌装置などをラインに組み込まず、送風するための特殊ブロアーや換気扇の設置で済み、ランニングコストを低く抑えられる。

1台当たり年間約600頭のイノシシを処理可能で、同規模の能力のプラントの販売価格は約1億5000万円。同社は、「家畜糞尿、食品残渣、生木、雑草など資材を選ばず処理できる幅広い兼用性を持つ。高温菌により雑菌や雑草などの種子までもが死滅可能である実績が環境に貢献する」とした。

国土交通省

下水場でバイオマス活用へ

派遣先自治体を再公募

コンシェルジュ事業が好評

国土交通省は、下水処理場で、生ごみなどの地域で発生するバイオマスを下水汚泥と併せてエネルギーとして利用したり、下水処理場を災害時のエネルギー供給施設として活用する取り組みの支援に向けて、「下水道エネルギー拠点化コンシェルジュ」の派遣を希望する地方公共団体の追加募集を開始した。6月30日まで応募を受け付ける。

同事業は、下水処理場での地域バイオマスの受け入れについて、実績のある地方公共団体職員や国土交通省など関係省庁の職員を希望する地方公共団体に派遣するもの。今年度は当初、5月11日から25日まで募集を行ったが、好評のため、5月27日から追加募集を開始した。

対象は、▽下水処理場での地域バイオマス受入を起点にしたエネルギーの有効利用、廃棄物行政との連携（生ごみ等受入、エネルギー融通等）、災害時におけるエネルギー供給・融通

み▽下水

下水処理場における地域バイオマスの集約のイメージと検討課題

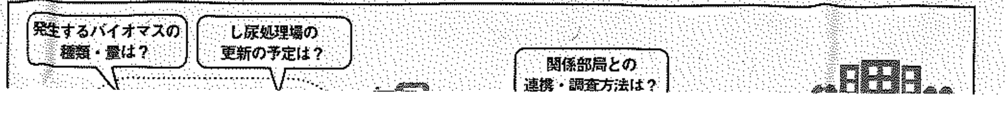

発生するバイオマスの種類・量は？
し尿処理場の更新の予定は？
関係部局との連携・調査方法は？

こらむ

満20年迎えた食リ法の進化

食品リサイクル法が成立したのは、ちょうど20年前の2000年5月だった。食リ法がこの20年間で到達した進化の形を物語っ

が、今回

報告で、

電子化と

食品関連

町村別数

でを求め

だ。

施行当

では、食

者に再生

状況の定

中国は

板紙の生

間1億7

019年

している

紙原料は

プが37%

来のパル

非木材系

古紙か

原料が最

中国は来

輸入をな

画を公表

従って、

両方の木

増やして

向を見せ

かし、輸

%（前年

・97%

木材が13

17%）